



# 歯科診療報酬点数早見表

注：( ) の点数は 6 歳未満の乳幼児もしくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数

※印は施設基準届出が必要						
初診		歯科初診料 <sup>*</sup> ..... 267		外安全 1 <sup>*</sup> +12		外感染 1 <sup>*</sup> +12 外感染 2 <sup>*</sup> +14
歯科初診料 (末届の場合) ..... 240		医情 1 <sup>*</sup> +3 医情 2 <sup>*</sup> +1		医情 1 <sup>*</sup> +3 医情 2 <sup>*</sup> +1		医 DX <sup>*</sup> +6
歯科初診料 (情報通信機器を用いた場合) <sup>*</sup> ..... 233						
再診		歯科再診料 <sup>*</sup> ..... 58		外安全 1 <sup>*</sup> +2		外感染 1 <sup>*</sup> +2 外感染 2 <sup>*</sup> +4
歯科再診料 (末届の場合) ..... 44		医情 3 <sup>*</sup> +2 医情 4 <sup>*</sup> +1		医情 3 <sup>*</sup> +2 医情 4 <sup>*</sup> +1		明細 <sup>*</sup> +1
歯科再診料 (情報通信機器を用いた場合) <sup>*</sup> ..... 51						

	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜
休日・深夜を除く 標準時間外	日曜・祝日 12/29～1/3	午後 10 時～ 午前 6 時	6 歳未満	乳幼児における時間外、休日、深夜の診療			
初診	+85	+250	+480	+40	+125	+290	+620
再診	+65	+190	+420	+10	+75	+200	+530

	特 1	特 1+乳	特 2	特 2+乳	特 3	特 3+乳	特連 <sup>*</sup>	特地
	著しく歯科診療が困難な者	治療環境に円滑に適応できる ようにする／個室・陰圧室	新型インフルエンザ等感染症, 指定感染症、新感染症		特連医療機関		特連を除く歯科診療所	
初診	+175	+215	+250	+290	+500	+540	+150	+100
再診		+185		+260		+510	特 1～3 算定患者で診療時間が 1 時間を超えた場合 30 分または端数を増すごと ..... +100	

※印は算定に文書による情報提供が必要な場合						
歯科疾患管理料(歯管) ..... 100 (初診月) ..... 80	周術期等口腔機能管理料 (III) <sup>*</sup> (放射線治療等を実施する入院中以外の患者) (月 1 回) ..... 200					
文書提供加算 <sup>*</sup> ..... +10	長期管理加算 (周計算定月から起算して 6 月を超えた場合) ..... +50					
長期管理加算 (初診月から起算して 6 月を超えた場合) 口管強 <sup>強</sup> 施設基準届出歯科診療所 ..... +120	周術期等口腔機能管理料 (IV) <sup>*</sup> (放射線治療等を実施する入院中の患者) (周計算定 3 月以内は月 2 回、 その他の月は月 1 回) ..... 200					
上記以外 ..... +100	長期管理加算 (周計算定月から起算して 6 月を超えた場合) ..... +50					
洗口指導加算 <sup>*</sup> (4 歳以上 16 歳未満、修復終了後) ..... +40 注：う蝕多発傾向者が対象	回復期等口腔機能管理計画策定料 <sup>*</sup> ..... 300					
総合医療管理加算 ..... +50	回復期等口腔機能管理料 <sup>*</sup> ..... 200					
根面う蝕管理料 (根 C 管) ..... 30 口腔管理体制強化加算 ..... +48	歯周病患者画像活用指導料 ..... 10 2 枚目から 1 枚につき (1 回につき 5 枚限り) ..... +10					
エナメル質初期う蝕管理料 (Ce 管) ..... 30 口腔管理体制強化加算 ..... +48	新製有床義齒管理料 <sup>*</sup> (装着月 1 回に限る) 困難 ..... 230					
口腔機能管理料 <sup>*</sup> ..... 60 (情報通信機器を用いた場合) ..... 53	上記以外 ..... 190					
口腔管理体制強化加算 ..... +50	診療情報提供料 (I) <sup>*</sup> ..... 250					
小児口腔機能管理料 <sup>*</sup> ..... 60 (情報通信機器を用いた場合) ..... 53	歯科診療が困難な者または歯科訪問診療料算定患者を、以下に紹介した場合の加算 <sup>*</sup> ..... +100 (歯科診療特別対応連携施設、地域歯科診療支援病院、医科保険医療機関、 指定居宅介護支援事業者)					
口腔管理体制強化加算 ..... +50	歯科診療特別対応連携施設または地域歯科診療支援病院が歯科診療実施保険 <sup>*</sup> ..... +100 医療機間に紹介した場合の加算					
歯科衛生実地指導料 1 <sup>*</sup> (月 1 回、15 分以上) ..... 80	診療情報提供料 (II) <sup>*</sup> ..... 500					
歯科衛生実地指導料 2 <sup>*</sup> (月 1 回、15 分以上または合計 15 分以上) ..... 100 (歯科診療特別対応連携施設・地域歯科診療支援病院)	連携強化診療情報提供料 <sup>*</sup> ..... 150					
口腔機能指導加算 ..... +10	診療情報等連携共有料 1 <sup>*</sup> (医科・薬局との連携) ..... 120					
周術期等口腔機能管理計画策定料 <sup>*</sup> ..... 300 (手術等に係る一連の治療中 1 回)	診療情報等連携共有料 2 <sup>*</sup> (医科への情報提供) ..... 120					
(頸離断術等の手術に係る場合) ..... 150 (全身管理が必要な患者を除く) (周 1 算定不可)	歯科特定疾患療養管理料 (月 2 回まで) ..... 170 (情報通信機器を用いた場合) ..... 148					
周術期等口腔機能管理料 (I) <sup>*</sup> 手術前 (1 回に限り) ..... 280	共同療養指導計画加算 <sup>*</sup> ..... +100					
手術後 (3 月以内、計 3 回まで) ..... 190	歯科治療時医療管理料 (1 日につき) ..... 45					
周術期等口腔機能管理料 (II) <sup>*</sup> 手術前 (1 回に限り) ..... 500	退院時共同指導料 1 <sup>*</sup> (歯援診 1, 2, 薬局) (1 回のみ) ..... 900 (上記以外の歯科診療所) (1 回のみ) ..... 500					
手術後 (3 月以内、月 2 回まで) ..... 300	特別管理指導加算 ..... +200					
	薬剤情報提供料 <sup>*</sup> (月 1 回、処方内容変更の場合はその都度) ..... 4 患者の求めに応じて手帳に記載した場合 ..... +3					

令和 6 年 9 月 1 日実施

※赤字は令和 5 年 4 月時との変更箇所。■の金属点数は隨時改定対象項目 (令和 6 年 9 月現在)。

(日本歯科医師会「社会保険歯科診療報酬点数早見表」を参考に作成)

リハビリ	<b>歯科口腔リハビリテーション料 1</b>		<b>歯科口腔リハビリテーション料 3 (月 2 回に限り)</b>		
	<table border="0"> <tr> <td>1 有床義歯 (装着月以外, 月 1 回に限り) { 困難な場合 ..... 124 上記以外の場合 ..... 104 }</td> <td>{ 1 口腔機能の発達不全を有する 18 歳未満の患者 ..... 50 2 口腔機能の低下を来している患者 ..... 50 }</td> </tr> </table>	1 有床義歯 (装着月以外, 月 1 回に限り) { 困難な場合 ..... 124 上記以外の場合 ..... 104 }	{ 1 口腔機能の発達不全を有する 18 歳未満の患者 ..... 50 2 口腔機能の低下を来している患者 ..... 50 }		
1 有床義歯 (装着月以外, 月 1 回に限り) { 困難な場合 ..... 124 上記以外の場合 ..... 104 }	{ 1 口腔機能の発達不全を有する 18 歳未満の患者 ..... 50 2 口腔機能の低下を来している患者 ..... 50 }				
	2 舌接触補助床 (月 4 回に限り) ..... 194		30 分以上 ..... 185		
	3 その他 (口蓋補綴, 頸補綴, 月 4 回に限り) ..... 189		・治療開始から 3 月以内, 1 日単位で算定		
	<b>歯科口腔リハビリテーション料 2 ..... 54</b>		・治療開始から 4 月以上, 月 4 回に限り		
	(頸関節治療用装置装着患者, 月 1 回に限り, 施設基準)		30 分未満 ..... 130		
			・脳卒中発症から 14 日以内, 1 日単位で算定		

リハビリ	<b>歯科訪問診療料 (1日につき)(初・再診料を含む)</b>										<b>歯科訪問診療における特掲診療料の加算</b>					
			同一建物に居住する患者数				拔歯									
	歯科訪問 診療 1 (1人のみ)	歯科訪問 診療 2 (2人以上 3人以下)	歯科訪問 診療 3 (4人以上 9人以下)	歯科訪問 診療 4 (10人以上 19人以下)	歯科訪問 診療 5 (20人以上)											
患者 1 人につき 診療に要した 時間	20 分 以上	1,100 (1,090)	410 (400)	310 (300)	160 (150)	95 (85)										
	20 分 未満	287 (277)	217 (207)	96 (86)	57 (47)											
※初診料注 1 の未届医療機関は ( ) の点数で算定する																

在宅 医療	<b>歯科訪問診療料への加算</b>														
	歯科訪問診療補助加算			地域医療連携 体制加算	診療時間 に対する 加算	患者の状態による加算			在宅医療 DX 情報 活用加算	歯訪 1~5		歯訪 1~3		歯訪 1 のみ	
						特 1	特 2	特 3		+30		+100			
歯援診 1・2 <b>歯援病</b>	同一建物居住者以外	+115													
口管強屈出 <b>歯科診療所</b>	同一建物居住者以外	+115		+300	1 時間を超 えた場合 30 分または 端数を 増すごと +100	+175	+250	+500	+8	+100		+150			
歯科診療所	同一建物居住者以外	+90													+100
	同一建物居住者	+30													
訪問歯科衛生指導料(20分以上, 月4回まで, 緩和ケア中は月8回) (文書提供が必要)(訪問診療日より1ヶ月以内)															
单一建物診療患者が1人の場合 ..... 362															
複数名訪問歯科衛生指導加算 ..... +150															
单一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 ..... 326															
上記以外 ..... 295															
歯科疾患在宅療養管理料(月1回)(歯科疾患管理料の併算定は不可)															
在宅療養支援歯科診療所1の場合 ..... 340															
在宅療養支援歯科診療所2の場合 ..... 230															
在宅療養支援歯科病院の場合 ..... 340															
上記以外の場合 ..... 200															
在宅総合医療管理加算 ..... +50															
文書提供加算 ..... +10															
在宅歯科医療連携加算 1 ..... +100															
在宅歯科医療連携加算 2 ..... +100															
在宅歯科医療情報連携加算 ..... +100															
在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(20分以上, 月4回)															
0~9 齒 ..... 400															
10~19 齒 ..... 500															
20 齒以上 ..... 600															
在宅療養支援歯科診療所加算 1 ..... +145															
在宅療養支援歯科診療所加算 2 ..... +80															
在宅療養支援歯科病院加算 ..... +145															
口腔管理体制強化加算 ..... +75															
小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料(20分以上, 月4回)															
在宅療養支援歯科診療所加算 1 ..... +145															
在宅療養支援歯科病院加算 ..... +145															
口腔管理体制強化加算 ..... +75															
小児在宅歯科医療連携加算 1 ..... +100															
小児在宅歯科医療連携加算 2 ..... +100															
在宅歯科医療情報連携加算 ..... +100															
在宅患者歯科治療時医療管理料 (1日につき)															
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 (月1回)															
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 1 ..... 100															
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 2 ..... 100															
在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料 3 ..... 100															
在宅患者連携指導料 (月1回)															
(他職種との連携)(1回目の訪問診療から1ヶ月以内は算定不可) ..... 900															
(医療関係職種間で文書等により情報共有し、これに基づき指導を行った場合)															
在宅患者緊急時等カンファレンス料 (月2回まで)															
200															
(医療関係職種間でカンファレンスを行い、その結果を踏まえて指導した場合)															
フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき, 3月に1回)															
う蝕多発傾向者の場合 ..... 110(165)															
(歯科訪問診療料定患者)															
初期根面う蝕罹患者 ..... 80(120)															
(根 C 算定患者)															
在宅等療養患者専門の口腔衛生処置 (月1回)															

検査	歯周病検査 (1口腔単位) (1月以内の検査2回目以降は 50/100 の算定)				頸運動関連検査 (1装置につき) ..... 380 { 下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA) パントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB) } の場合 咀嚼能力検査 1 (3月に1回) ..... 140 咀嚼能力検査 2 (術前1回・術後6月に1回) ..... 140 咬合圧検査 1 (3月に1回) ..... 130 咬合圧検査 2 (術前1回・術後6月に1回) ..... 130 小児口唇閉鎖力検査 (3月に1回) ..... 100 舌圧検査 (3月に1回) ..... 140 有床義歯咀嚼機能検査 1 (1回につき) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 ..... 560 咀嚼能力測定のみを行う場合 ..... 140 有床義歯咀嚼機能検査 2 (1回につき) 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 ..... 550 咬合圧測定のみを行う場合 ..... 130 精密触覚機能検査 (月1回) ..... 460 睡眠時歯科筋電図検査 (一連につき) ..... 580
	歯周病部分的再評価検査 (歯周外科手術後1歯1回に限り) ..... 15				
	口腔細菌定量検査 1 (1回につき、月2回) ..... 130				
	(1月以内の検査2回目以降は 50/100 の算定)				
	口腔細菌定量検査 2 (1回につき、3月に1回) ..... 65				
	歯冠補綴時色調採得検査 ..... 10				
	電気的根管長測定検査 (EMR) (1根管目) ..... 30				
	2根管目から1根管につき ..... +15				
	細菌簡易培養検査 (S培) (1歯1回につき) ..... 60				

画像診断	単純撮影 (I) (フィルム料含む) ( ) の点数は一連症状確認				パノラマ断層撮影 (フィルム料含む) 四ツ切 ..... 311 オルソパントモ型 ..... (小) 317 • (大) 315 [3歳以上 6歳未満 ..... (小) 372 • (大) 370]  パノラマ断層撮影 (フィルム料含む) 四ツ切 ..... 311 オルソパントモ型 ..... (小) 317 • (大) 315 [3歳以上 6歳未満 ..... (小) 372 • (大) 370]			
	標準型 ..... 48 (38)							
	小児型 ..... 47 (37), 48 (38)							
	咬合型 ..... 58 (48)							
	咬翼型 ..... 59 (49)							
	全顎10枚法 ..... 439							
	全顎14枚法 ..... 451							
	3歳未満の乳幼児には撮影料50/100 加算							
	3歳以上 6歳未満の幼児には撮影料30/100 加算							
	フィルム料 (6歳未満1.1倍) 標準型 2.9	咬翼型 4.0	四ツ切 6.2	小児型 2.3	咬合型 3.1	カビネ 2.7	オルソパントモ型 3.8 (小) 12.0 (大) 10.3	時間外緊急院内 画像診断加算 (1日につき)
デジタル撮影	エックス線 部分	パノラマ	10	95	120	60	「電」 「パ電」 「部パ電」 「CT電」 「他電」 58 402 58 1,170 213 (48) (402) (48) (1,170) (171)	(時間外) 休日 ..... +110 (深夜)
	電子画像管理加算 (フィルム料なし)							

投薬注射	処方 6種以下 ..... 42	調剤 1回の処方につき	薬剤料 (内服・浸煎 (1日分の薬価) +10円 +1点 (1点未満の端数は切り上げる))	6種以下 ..... 60	処方 7種以上 ..... 32 (3歳未満 ..... +3) 箋 (一般名処方1 ..... +10) (一般名処方2 ..... +8)	注 静脈内 ..... 37 皮内・皮下・筋肉内 ..... 25 射
	方 7種以上 ..... 29	内服・浸煎・屯服 ..... 11		3種以上 ..... 32 (3歳未満 ..... +3) 箋 (一般名処方1 ..... +10) (一般名処方2 ..... +8)		

麻酔	伝達麻酔 (下顎孔・眼窩下孔) ..... 42 (63)	浸潤麻酔 ..... 30 (45)	吸入鎮静法 30分まで ..... 70 (105) 30分を超えた場合は30分またはその端数を増すごとに ..... +10 (+15)	吸入鎮静法 30分まで ..... 70 (105) 30分を超えた場合は30分またはその端数を増すごとに ..... +10 (+15)	静脈内鎮静法 ..... 600 (900)
	..... (手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成以外で算定)				

《生活歯髄切断・抜髓の麻醉に使用した薬剤料は別途算定》													
う蝕処置 (1歯1回につき) ..... 18 (27)				歯周病重症化予防治療 (P重防) { 1~9歯 ..... 150(225) (3ヶ月に1回) (口管強施設基準届出歯科診療所に おいてSPTから移行した場合は月1回) 10~19歯 ..... 200(300) 20歯以上 ..... 300(450)									
咬合調整 { 1~9歯 ..... 40 (60) 10歯以上 ..... 60 (90)				(周I, 周IIの患者に衛生士が実施 術前・術後に1回限り) (周III, 周IVの患者に衛生士が実施, 周III, 周IV算定月に月2回, 緩和ケア 中は月4回)									
残根削合 (1歯1回につき) ..... 18 (27)				周術期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき) ..... 100(150) 周術期等専門的口腔衛生処置1 ..... 100(150)									
歯髄保護処置 (1歯につき) { 齒髄温存療法 ..... 200(300) 直PCap ..... 154(231) 間PCap ..... 38 (57)				(周I, 周IIの患者に衛生士が実施 術前・術後に1回限り) (周III, 周IVの患者に衛生士が実施, 周III, 周IV算定月に月2回, 緩和ケア 中は月4回)									
象牙質レジンコーティング (1歯につき) ..... 46 (69)				周術期等専門的口腔衛生処置2 ..... 110(165) (歯科医師または衛生士が実施 口腔粘膜に対する処置を行い, 口腔粘膜保護材を使用した場合, 月1回に限り)									
早期充填処置 (シーラント) (乳歯または幼若永久歯) (1歯につき, 齒面清掃, 前処理, 材料料を含む)				回復期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき) (月2回) ..... 100(150) 機械的歯面清掃処置 (1口腔につき) ..... 72(108)									
複合レジン系 ..... 145(212)				(歯科医師または衛生士が実施, 2月に1回に限り) (特1~3算定患者, 特に必要性が認められる根C管の口管強算定患者, Ce管の口管強算定患者, 妊娠中の患者, 糖尿病の紹介患者は月1回)									
グラスアイオノマー系 { 標準型 ..... 142(209) 自動練和型 ..... 143(210)				口腔バイオフィルム除去処置 (1口腔につき) (月2回) ..... 110(165) 歯周病処置 (P処) (1口腔1回につき) ..... 14(21)									
除去 (1歯につき) { 簡単 ..... 20 (30) 困難 ..... 48 (72)				歯周病治療用装置 (印象, 装着等を含む, 要P精査) (人工歯, 鋏等は別算定) 冠形態 (1歯につき) ..... 50(75)									
除去 (1歯につき) { 著しく困難 ..... 80(120) 根管内異物 ..... 150(225)				床義歯形態 (1装置につき) ..... 750(1,125)									
手術用顕微鏡加算 ..... +400(+600)				暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない) 簡単なもの ..... 230(345)									
歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) ..... 30 (45)				(エナメルボンドシステムの場合は200(300))									
有床義歯床下粘膜調整処置 (1歯1回につき) ..... 110(165)				困難なもの ..... 530(795)									
う蝕薬物塗布処置 (3歯まで ..... 46 (69)				(エナメルボンドシステムの場合は500(750))									
う蝕薬物塗布処置 (4歯以上 ..... 56 (84)				暫間固定装置修理 ..... 70(105)									
知覚過敏処置 (1口腔1回につき) { 3歯まで ..... 46 (69) 4歯以上 ..... 56 (84)				暫間固定除去 (1装置につき) ..... 30(45)									
生活歯髄切断 (1歯につき) ..... 233(350)				線副子 (1顆につき) ..... 680(1,020)									
歯根完成期以前および乳歯 ..... +42(+63)				口腔内装置1									
失活歯髄切断 (1歯につき) ..... 72(108)				顎関節治療用装置 ..... 1,530(1,545)									
フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき)				歯ぎしりに対する口腔内装置 ..... 1,650(1,725)									
う蝕多発傾向者 (16歳未満, 3月に1回) ..... 110(165)				口腔内装置2									
初期の根面う蝕 (根C管算定患者, 3月に1回) ..... 80(120)				顎関節治療用装置 ..... 830(845)									
エナメル質初期う蝕 (Ce管算定患者, 3月に1回, Ce管の口管強算定患者は月1回) ..... 100(150)				歯ぎしりに対する口腔内装置 ..... 950(1,025)									
口腔粘膜処置 (1口腔につき) ..... 30(45)				外傷歯の保護のための口腔内装置 ..... 830(845)									
(レーザー照射による処置を行った場合)				口腔内装置3									
後出血処置 ..... 530(795)				歯ぎしりに対する口腔内装置 ..... 800(875)									
6歳未満 ..... 560(840)				気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した口腔内装置 ..... 680(695)									
(後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定)				睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき)									
口腔内外科後処置 (1口腔1回につき) ..... 22(33)				睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 ..... 3,300(3,450)									
口腔外科後処置 (1回につき) ..... 22(33)				睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 ..... 2,300(2,450)									
歯周基本治療 (浸浴の費用を含む)													
スケーリング (SC)		1/3顆につき	1/3顆を増すごと	(1/3顆単位)									
初回時		72(108)	+38(+57)										
2回目以降		36(54)	+19(+29)										
SRP		前歯	小白歯	(1歯につき)									
初回時		60(90)	64(96)										
2回目以降		30(45)	32(48)										
歯周病定期治療 (SPT) (3ヶ月に1回) (歯周外科手術後等の治療間隔の短縮が必要な場合, 口管強施設基準届出歯科診療所において治療を開始した場合は月1回)													
{ 1~9歯 ..... 200(300) 10~19歯 ..... 250(375) 20歯以上 ..... 350(525)				(新たに製作した場合 ..... 2,620(2,680) 旧義歯を用いた場合 ..... 1,120(1,180)									
口腔管理体制強化加算 ..... +120(+180)													
歯周病ハイリスク患者加算 ..... +80(+120)													
拔 髓 (1歯につき)		感染根管処置 (1歯につき)	根管貼薬処置 (1歯1回につき)	根管充填 (1歯につき)	抜髓即充 (1歯につき)	感根即充 (1歯につき)	加压根充処置 (1歯につき) (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認						
单根	234 (304)	160 (208)	33 (50)	72 (108)	306 (412) 376	232 (316) 280	139 (209)						
2根	426 (554)	310 (403)	41 (62)	94 (141)	520 (695) 648	404 (544) 497	168 (252)						
3根以上	600 (900)	450 (675)	57 (86)	122 (183)	722 (1,083) 1,022	572 (858) 797	213 (320)						
	歯髄温存療法後3月以内 192点減算	直PCap後1月以内 154点減算			歯髄温存療法後3月以内 192点減算		手術用顕微鏡加算 (3根以上) +400(+600)						
					直PCap後1月以内 154点減算		Ni-Tiロータリーファイル加算 +150(+225)						

		《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》	
	<b>抜歯手術</b> (1歯につき)		
	乳歯 ..... 130(195)		
	前歯 ..... 160(240)		
	臼歯 ..... 270(405)		
	難抜歯加算 ..... +230(+345)		
	(前歯、臼歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する 骨の開さくまたは歯根分離術)		
	埋伏歯 ..... 1,080(1,620)		
	(骨性の完全埋伏歯または水平埋伏歯に限る)		
	下顎智歯 (骨性・水平埋伏) ..... +130(+195)		
	<b>歯根分割搔爬術</b> ..... 260(390)		
	<b>ヘミセクション (分割抜歯)</b> ..... 470(705)		
	<b>抜歯窩再搔爬手術</b> ..... 130(195)		
	<b>歯槽骨整形手術</b> }		
	骨瘤除去手術 } ..... 110(165)		
	<b>腐骨除去手術</b>		
	歯槽部に限局するもの ..... 600 (900)		
	頸骨 (片側の 1/3 未満) ..... 1,300(1,950)		
	頸骨 (片側の 1/3 以上) ..... 3,420(5,130)		
	<b>口腔内消炎手術</b>		
	智歯周囲炎の歯肉弁切除等 ..... 120(156)		
	歯肉膿瘍等 ..... 180(234)		
	骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 ..... 230(345)		
	顎炎または顎骨骨髓炎等		
	1/3 顎未満 ..... 750(1,125)		
	1/3 顎以上 ..... 2,600(3,900)		
	全顎 ..... 5,700(8,550)		
	<b>口腔外消炎手術</b>		
	(骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等)		
	2cm未満のもの ..... 180 (270)		
	2cm以上5cm未満のもの ..... 300 (450)		
	5cm以上のもの ..... 750(1,125)		
	<b>歯根襄胞摘出手術</b>		
	歯冠大 ..... 800(1,200)		
	拇指頭大 ..... 1,350(2,025)		
	鶏卵大 ..... 2,040(3,060)		
	<b>歯根端切除手術</b> (1歯につき) (歯根端閉鎖の費用を含む)		
	歯科 CT、手術用顕微鏡を使用 ..... 2,000(3,000)		
	上記以外 ..... 1,350(2,025)		
	注)歯根端切除と歯根襄胞摘出を同時に行った場合の 従たる手術は 50/100 算定		
	<b>口腔内軟組織異物 (人工物) 除去術</b>		
	簡単なもの ..... 30(45)		
	困難なもの		
	浅在性のもの ..... 680(1,020)		
	深在性のもの ..... 1,290(1,935)		
	<b>歯肉、歯槽部腫瘍手術</b> (エブーリスを含む)		
	軟組織に限局するもの ..... 600 (900)		
	硬組織に及ぶもの ..... 1,300(1,950)		
	<b>頸関節脱臼非観血的整復術</b>		
	(片側) ..... 410 (615)		
	<b>歯槽骨骨折非観血的整復術</b>		
	1~2歯 ..... 680(1,020)		
	3歯以上 ..... 1,300(1,950)		
	<b>創傷処理</b> (口腔内縫合術)		
	長径 5cm 未満 (小深) ..... 1,400(2,100)		
	〃 5~10cm 未満 (中深) ..... 1,880(2,820)		
	〃 5cm 未満 (小浅) ..... 530 (795)		
	〃 5~10cm 未満 (中浅) ..... 950(1,425)		
	<b>歯周外科手術</b>		
	歯周ポケット搔爬術 ..... 80(120)		
	新付着手術 ..... 160(240)		
	歯肉切除手術 ..... 320(480)		
	歯肉剥離搔爬手術 ..... 630(945)		
	歯周組織再生誘導手術 (GTR 術) (材料費は別算定)		
	1次手術 (誘導膜の固定) ..... 840(1,260)		
	FOp および GTR 1次手術時		
	歯根面レーザー応用加算 ..... +60 (+90)		
	2次手術 (非吸収性膜の除去) ..... 380 (570)		
	<b>歯肉内歯槽粘膜形成手術</b>		
	歯肉弁根尖側移動術 ..... 770(1,155)		
	歯肉弁歯冠側移動術 ..... 770(1,155)		
	歯肉弁側方移動術 ..... 770(1,155)		
	遊離歯肉移植術 (手術野ごと) ..... 770(1,155)		
	口腔前庭拡張術 ..... 2,820(4,230)		
	<b>結合組織移植術</b> ..... 840(1,260)		
	SPT 開始後の歯周治療を目的とする歯周外科手術は 50/100 で算定		
	<b>頬、口唇、舌小帯形成術</b> ..... 630(945)		

歯 冠 修 復	補綴時診断料 (1装置につき)						
	新製 (ブリッジ、有床義歯の新製) ..... 90						34 (51)
	新製以外 ..... 70						(前歯のレジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、硬質レジンジャケット冠、CAD/CAM 冠の場合のみ)
	歯冠形成 (1歯につき) (大臼歯の4/5冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る)						
	金 属 冠			非金属冠		既製冠	
	前歯¾冠・ 前歯レジン 前装金属冠 レジン前装 チタン冠	白歯½冠・ FMC・ チタン冠	接着冠	硬質 レジン	CAD/CAM 冠・高強度 硬質レジン Br	乳歯金属冠 既製金属冠	
	生 PZ (1,194)	646 (969)	306 (459)	796 (1,194)	306 (459)	796 (1,194)	120 (180)
	失 PZ (954)	466 (699)	166 (249)		166 (249)	636 (954)	114 (171)
	ブリッジ支台歯形成加算(金属冠、非金属冠) ..... +20 (+30)						
	即時充填形成 (充形) ..... 128 (192)						
インレー修復形成 (修形) ..... 120 (180)							
充 填 (1歯につき、材料料を除く)							
〔 〕内は歯科訪問診療料および歯科診療特別対応加算1~3算定患者の点数							
充填 1 (歯面処理を行う場合)			充填 2 (充填1以外)				
単純なもの	複雑なもの		単純なもの	複雑なもの			
106 (159) [170]	158 (237) [253]		59 (89) [94]	107 (161) [171]			
テンポラリークラウン (1歯 1回)							
(製作、装着、装着材料料の費用を含む) ..... 60 (90)							86 (129)
窓洞形成 (KP) { 単純なもの ..... う歯齒無痛的窓洞形成加算 (う歯無痛) ..... +40 (+60)							
※ Br 支台歯形成加算として複雑なもののみ (1歯につき) +20 (+30)							
CAD/CAM インレー窓洞形成加算 (KP と修形が対象) ..... +150 (+225)							
支台築造 (材料料を含む)							
(大・小白歯は根管数により最大2本まで)							
メタルコア			ファイバーポスト (材料料を含む)				
大臼歯			メタルコア	ファイバーポスト	直接法	間接法	
276 (367)			159 (222)	1本	262 (349)	299 (405)	
				2本	323 (410)	360 (466)	
前・ 小白歯			214 (292)	147 (210)	1本	224 (298)	256 (346)
				2本	285 (359)	317 (407)	
充填用材料 (1窓洞につき)							
単純							
複雑							
歯科充填用 材料 I	・光重合型複合レジン (複合レジン系)						11
	・光重合型レジン強化グラスアイオノマー (グラスアイオノマー系)						標準型 8 自動練和型 9 23
歯科充填用 材料 II	・複合レジン (複合レジン系)						4 11
	・グラスアイオノマーセメント (グラスアイオノマー系)						標準型 3 8 自動練和型 6 17

<b>歯冠修復</b>	<b>印象採得料</b> (1個につき)					
	支台築造 (メタルコア・ファイバーポストの印象) .....	50 (75)				
	単 純 .....	32 (48)				
	連 合 .....	64 (96)				
	歯科技工士連携加算 1 (対面) .....	+50 (+75)				
	歯科技工士連携加算 2 (情報通信機器使用) .....	+70 (+105)				
	(前歯部のレジン前装金属冠、レジン前装チタン冠、CAD/CAM 冠に限る)					
	<b>光学印象</b> (1歯につき) (CAD/CAM インレーに限る) .....	100 (150)				
	光学印象歯科技工士連携加算 (対面) .....	+50 (+75)				
	<b>咬合採得料</b> (1個につき) .....	18 (27)				
<b>装着料</b> (1個につき)						
	歯冠修復 .....	45 (68)				
	内面処理加算 1 (CAD/CAM 冠、CAD/CAM インレー) .....	+45 (+68)				
<b>歯冠修復</b> (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)						
	<b>金属歯冠修復</b>		インレー	前歯3/4冠	臼歯4/5冠 <sup>1)</sup>	
	単純なもの	複雑なもの				
乳歯	銀合金	208	320			
					510	
小白歯	金パラ	441	782	984	924	
					1,226	
	銀合金	208	320	412	352	
					510	
大白歯	金パラ	558	964		1,164	
					1,531	
	銀合金	217	331		369	
					529	
	14K (前歯に限る)		1,937	2,434		
	<b>根面被覆</b> (材料料を含む)					
			前歯・小白歯	大白歯		
	根面板	金パラ	444	561		
		銀合金	211	220		
	レジン充填		複合レジン系			
	グラスアイオノマー系	標準型	117 (170)			
		自動練和型	114 (167)			
			115 (168)			
	<b>非金属歯冠修復</b> (材料料を含む)					
			単 純	157		
			複 雜	220		
	硬質レジンジャケット冠 (前歯・小白歯)	光 重 合	951			
	(大白歯は金属アレルギーに限る)	加熱重合	776			
<b>小児保険装置</b> .....						
	(印象採得料は単純印象で算定、乳白歯または第一大白歯にクラウンループまたはバンドループを装着した場合に限る)					
<b>装着材料料</b>						
	歯科用合着・接着材料 I					
	接着性レジンセメント (レジン系) 標準型 .....	17				
	自動練和型 .....	38				
	グラスアイオノマー系レジンセメント (グラスアイオノマー系) 標準型 .....	10				
	自動練和型 .....	12				
	歯科用合着・接着材料 II .....	12				
	(グラスアイオノマーセメント(接着用)、シアノアクリレート系セメント)					
	歯科用合着・接着材料 III .....	4				
	(歯科用磷酸亜鉛セメント、ハイボンド磷酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント)					
	仮着用セメント (1歯につき) .....	4				
<b>乳歯冠</b> (材料料を含む)						
	乳歯金属冠 .....	230(330)				
	乳歯ジャケット冠 .....	391(586)				
	CR ジャケット冠 (複合レジン系) (乳歯・永久歯の前歯のみ)					
	充填用材料 I .....	430(625)				
	充填用材料 II .....	405(600)				
	既製金属冠 (材料料を含む) .....	229(329)				
<b>レジン前装金属冠<sup>2)</sup></b>						
	レジン前装金属冠 <sup>2)</sup>		プリッジ支台歯以外	プリッジ支台歯		
	前歯	金 パ ラ	2,126	2,130		
		銀 合 金	1,283	1,287		
	小白歯	金 パ ラ		2,056		
		銀 合 金		1,213		
1) 大白歯の4/5冠は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る						
2) レジン前装金属冠は前歯またはブリッジ支台の小白歯に限る						
<b>チタン冠</b> (大白歯に限る) .....						
	1,266					
<b>レジン前装チタン冠</b> (前歯に限る) .....						
	1,866					
<b>CAD/CAM 冠/CAD/CAM インレー</b> (材料料を含む)						
		CAD/CAM 冠用材料	CAD/CAM 冠		CAD/CAM インレー	
			エンクラ以外	エンクラ		
	小白歯	I	1,381		931	
		II	1,363		913	
	大白歯	III	1,516	1,766	1,066	
		V	1,815			
	前歯	IV	1,588			
(CAD/CAM 冠用材料 (III) を大白歯に使用する場合は金属アレルギー患者または上下顎両側の咬合支持の要件を満たす第一、第二大白歯に限る)						
注) CAD/CAM 冠用材料 (III) を小白歯に対して使用した場合は、CAD/CAM 冠用材料 (I) または (II) により算定する。						

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)			接着冠 (材料料を含む)			
		5歯以下	6歯以上		前歯	小白歯	大臼歯
	印象採得料	282 (423)	334 (501)	金パラ	982	922	1,162
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)	銀合金	410	350	367
	リテナー	100 (150)	300 (450)				
	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)				
	装着料	150 (225)	300 (450)				
	仮着料	40 (60)	80 (120)				
内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) ..... +90 (+135)							
内面処理加算2 (接着ブリッジ) (接着冠ごとに) ... $\begin{cases} 1歯...+45 (+68) \\ 2歯...+90 (+135) \end{cases}$							
歯科技工士連携加算1 (対面) ..... +50 (+75)							
歯科技工士連携加算2 (情報通信機器使用) ..... +70 (+105) (6歯以上の咬合採得に限る)							
注) ○5歯以下: 支台歯とポンティック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とポンティック数の合計が6歯以上の場合 ○支台装置ごとの装着料は、ブリッジの装着料に含まれる (装着材料料は支台装置ごとに算定)。 ○ブリッジ未装着の場合は、ブリッジの装着料を算定しない。 ○脱離再装着の場合は、ブリッジの装着料を算定する (装着材料料は支台装置ごとに算定)。 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。							
高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ..... 4,429							

クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管)			冠およびポンティックの修理				
	(1装置につき)(文書により情報提供を行った場合に算定)							
	歯冠補綴物	5歯以下 ブリッジ	6歯以上 ブリッジ	レジン前装金属冠	窓洞形成	充填		
	100	330	440	レジン前装チタン冠	60 (90)	+ 106 (159) [170] + 材料料		
	注)	○5歯以下: 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 (高強度硬質レジンブリッジ含む)			修理			
		○6歯以上: 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合			70 (105) + 人工歯料			
		注) 当該補綴物の装着時に算定する。						
				○すべての支台をインレーとするブリッジはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。				
				○乳歯 (後継永久歯が先天的に欠如している乳歯を除く) はクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。				
				○6歳未満の乳幼児もしくは著しく歯科診療が困難な者を診療した場合、または歯科訪問診療についてはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない。				
				○金属アレルギー患者に対する非金属歯冠修復、CAD/CAM 冠および高強度硬質レジンブリッジについては、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象としない。				
				○令和6年5月31日までにクラウン・ブリッジ維持管理料を算定した歯冠補綴物に係る規定については、なお従前の例による。				

有床義歯	有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定) 《》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数						下顎総義歯内面適合法(軟質材料)					
			レジン床義歯		熱可塑性義歯		有床義歯内面適合法 (硬質材料)		6月以内			
	局部 義歯	1歯～4歯	686 (716)	721 (751)	276 (457)《427》	168 (274)《244》					シリコーン系	1,596 (2,551)《2,436》
		5歯～8歯	830 (860)	864 (894)	328 (546)《516》	194 (318)《288》	6月以内				6月以内	996 (1,531)《1,416》
		9歯～11歯	1,167 (1,227)	1,199 (1,259)	490 (809)《749》	305 (495)《435》					アクリル系	1,529 (2,484)《2,369》
		12歯～14歯	1,629 (1,689)	1,659 (1,719)	692 (1,152)《1,092》	406 (666)《606》					6月以内	929 (1,464)《1,349》
	総 義 歯		2,660 (2,775)	2,767 (2,882)	1,020 (1,688)《1,573》	625 (1,017)《902》					歯科技工加算1	+55 (+94)《+94》
							歯科技工加算2					
							装 着 料					
							少数歯欠損 (1歯～8歯)					
							60 (90)					
							多数歯欠損 (9歯～14歯)					
							120 (180)					
							総 義 歯					
							230 (345)					
磁性アタッチメント (材料料を含む)						印象採得料 (1装置につき)						
						単純印象						簡単なもの 42 (63)
						困難なもの 72 (108)						
						連合印象 230 (391)						
						特殊印象 272 (462)						
						咬合採得料 (1装置につき)						
						少数歯欠損 (1床1歯～8歯) 57 (97)						
						多数歯欠損 (1床9歯～14歯) 187 (318)						
						総 義 歯 283 (481)						
						歯科技工士連携加算1 (対面) +50 (+85)						
						歯科技工士連携加算2 (情報通信機器使用) +70 (+119)						(多数歯欠損、総義歯に限る)
						仮床試適料 (1床につき)						
						少数歯欠損 (1床1歯～8歯) 40 (60)						
						多数歯欠損 (1床9歯～14歯) 100 (150)						
						総 義 歯 190 (285)						
						その他の場合 272 (408)						
						歯科技工士連携加算1 (対面) +50 (+75)						
						歯科技工士連携加算2 (情報通信機器使用) +70 (+105)						(多数歯欠損、総義歯に限る)
						人工歯料 (有床義歯、ジャケット冠)						
						部位 前歯部 小・白歯部						
						材料 両側 片側 両側 片側						
						レジン歯 24 12 24 12						
						スルフオン樹脂 62 31 87 43						
						硬質レジン歯 58 29 73 37						
						床用陶歯 187 94 101 51						
						補綴隙 (1個につき) 65						
						歯科技工加算1 (院内技工により当日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) +55 (+83)《+83》						
						歯科技工加算2 (院内技工により翌日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) +35 (+53)《+53》						
						注) ○著しく歯科診療が困難な者の点数は、全身麻酔を行った場合は算定できない。						
						○6歳未満の乳幼児が著しく歯科診療が困難な者であった場合については、6歳未満の乳幼児加算のみを算定する。						
						○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。						